

令和2年度介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業 Q&A

Q1 補助対象となる施設種別は何か。

⇒ こちらのページ（介護保険課）における対象サービス種別は、以下の表の、太字又は青色のサービス種別です。

a	特別養護老人ホーム
b	介護老人保健施設
c	介護医療院、 介護療養型医療施設
d	養護老人ホーム
e	軽費老人ホーム
f	認知症高齢者グループホーム
g	小規模多機能型居宅介護事業所
h	看護小規模多機能型居宅介護事業所
i	有料老人ホーム
j	サービス付き高齢者向け住宅
k	訪問介護事業所
l	訪問入浴介護事業所
m	訪問看護事業所
n	訪問リハビリテーション事業所
o	夜間対応型訪問介護事業所
p	定期巡回・随時対応型訪問介護事業所
q	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所
r	通所リハビリテーション事業所
s	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
t	居宅介護支援事業所
u	地域包括支援センター
v	福祉用具貸与・販売事業所
w	介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所
x	生活支援ハウス
y	居宅療養管理指導事業所

Q2 補助金の申請は事業所ごとの申請となるのか、それとも法人ごとに取りまとめた上での申請となるのか。

⇒ 申請は事業所ごとをお願いいたします。（法人ごとに取りまとめる必要はございません。）

Q3 今後、感染が疑われる者が発生した場合に備え、消毒用の衛生用品を購入する場合、本事業の対象経費となるか。

⇒ 本事業においては、感染が疑われる者が介護施設等内で発生した場合に、消毒・洗浄等を行う事業を対象とするものであるため、発生していない時点での衛生用品購入等は、実際に消毒等に使用した部分も含め、本事業の対象になりません。

Q4 本事業における「感染が疑われる者」は何を指すのか。

⇒ 新型コロナウイルス感染者及び保健所が濃厚接触者と判断した者が該当します。ただし、事業所・施設における勤務記録やサービス提供記録、その他の書類により確認ができれば差し支えありませんので、改めて保健所に問い合わせいただく必要はありません。

Q5 本事業における「消毒・洗浄」の考え方は何か。

⇒ 交付要綱第 3 条のとおり、介護施設等内で感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大防止のため、利用者及び従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を行う事業を対象とします。単に感染を予防するための消毒・洗浄経費は、本事業の対象外となりますので御注意ください。

※ 消毒等を行う事業者への委託や施設職員が直接実施する取組など具体的な方法等については、第 1 号様式別紙 1 へ詳細を記載してください。

Q6 自社で消毒・洗浄を行ったが、消毒・洗浄経費として購入した消毒液等が年度内に使用しきれなかった。その場合の対象経費の考え方は何か。

⇒ 本事業の対象となるのは、実際に消毒・洗浄に使用したものにかかった経費となります。単に購入しただけでは対象とならないため、御留意ください。（備蓄となった分に係る経費は対象外となります。）

Q7 補助対象期間に要件はあるか。

⇒ 要綱上令和 2 年 4 月 1 日適用としておりますが、緊急的に着手せざるを得なかった場合については、令和 2 年 1 月 16 日（日本国内で新型コロナウイルスが発生した日）から 3 月 31 日の期間にかかった消毒・洗浄経費についても対象として差し支えありません。

Q8 補助対象金額に上限はあるか。

⇒ 上限額はありません。ただし、予算の範囲内での交付となります。

Q9 感染が疑われる者が実際に発生したため、専門の業者に委託を行い、施設内消毒を行った。

今後は施設職員が消毒液等を使用して利用者や従事者が触れる箇所などを日常的に消毒する予定だが、そのための消毒液等購入費用は対象経費となるか。

⇒ 一旦消毒・洗浄を実施し、感染が疑われる者の発生による施設内の感染拡大の可能性がなくなった場合は、その後の日常的な予防のための消毒等経費は、Q5と同様対象外となります。ただし、施設内において感染が疑われる者を隔離した状態が継続するような場合は、事業所内の感染拡大防止の観点から、継続的に実施する消毒等経費について対象として差し支えありません。

Q10 複数のサービス種別が合築された施設であって、一部のサービス種別において感染が疑われる者が発生した場合は、かかった経費について按分する必要があるのか。

⇒ 共有部が存在するのであれば、感染が疑われる者との接触の可能性があるため、一体的に申請して差し支えありません。ただし、施設全体を一体的に消毒したが、フロアが分かれていて感染が疑われる者との接触の可能性がない場合は、かかった経費について按分する必要があります。

なお、対象外サービス種別が合築されていて共有部が存在する場合は、当該部分について按分してください。また、対象外サービス種別（障害サービス等）において同様の補助を受けている場合は、本事業で重複して申請しないよう御留意ください。

Q11 訪問系サービスにおいて、職員が訪問先で感染が疑われる者と接触した場合は、本事業において対象となるか。

⇒ 事業所内の感染拡大防止の観点から、対象として差し支えありません。

Q11 公設施設の場合は補助対象となるか。

⇒ 対象となります。ただし、他補助金と経費が重複する場合は、申請できません。（例：感染症法に基づく補助により消毒・洗浄を実施した場合等）

Q12 契約手続き等について要件はあるか。

⇒ 一般競争入札に付するなど、原則として、東京都が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。

<東京都の基準>

原則として一般競争入札。・財産の買入価格が160万円を超えない場合は競争入札

によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結することが可能。

なお、緊急やむを得ない事由により、上記によりがたい場合は、各法人の定めるところにより意思決定を行うとともに、当該事由及び経緯等の記録を保管してください。補助事業の実施状況の確認のため、提出をお願いする場合があります。

Q13 当初申請した金額より経費を要した場合、実績報告で計上することはできるか。

⇒ 交付申請額よりも上回る額を実績報告で計上することはできません。

Q14 他事業で消毒・洗浄経費を既に申請しているが、本事業においても申請は可能か。

⇒ 他補助金と経費が重複する場合は、申請できません。

Q15 一度同一施設内で消毒・洗浄を実施し、本事業において申請し補助金の交付を受けた。その後同一年度内中に再度感染が疑われる者が発生した場合に実施した消毒・洗浄経費について、再度本事業において申請することは可能か。

⇒ 消毒・洗浄の実施後に感染が疑われる者が再度発生した場合は、同一年度内であっても複数回申請することが可能です。

Q16 令和3年度以降について事業の実施はあるか。

⇒ 令和3年度以降の事業実施については未定です。